

平成26年 No. 3

○東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程

改正理由

センターの運営委員会の委員構成を変更するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 2 月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 2 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第 3 号

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程（平成25年規程第22号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部改正について

改正理由：センターの運営委員会の委員構成を変更するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省 略〕 (職員) 第5条 センターにセンター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 前条第2項に規定する部門長は、<u>センター長の指名するセンターの専任教員若しくは兼任教員をもって充てるものとし、任期は2年とし、再任を妨げない。</u> (センター長等) 第6条 センター長は、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。 2～4 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 <u>(2) 部門長</u> <u>(3) センターに所属する専任教員</u> <u>(4) 事務局長</u> <u>(5) 教育連携担当課長</u> <u>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> <u>(削 除)</u>	〔省 略〕 (職員) 第5条 センターにセンター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 前条第2項に規定する部門長は、センターの専任教員若しくは兼任教員をもって充てる。 (センター長等) 第6条 センター長は、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。 2～4 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 <u>(2) センターに所属する専任教員 若干名</u> <u>(3) 教育連携担当課長</u> <u>(4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> <u>2 前項第4号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</u>

(任期) 第12条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省 略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年2月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	(任期) 第12条 前条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省 略〕
--	---